

○寄附の取扱いについて

平成30年3月16日

道本会第3319号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
道警察における寄附の受入れについては、「寄附の取扱いについて」（平19. 11. 20道本会第2059号（交規合同））により事務処理を行っているところであるが、この度、その一部を見直し、平成30年4月1日から次のとおり実施することとしたので、適正な事務処理に努められたい。

記

1 寄附に対する基本的考え方

寄附は、寄附者の自発的好意による場合であっても、その性質上一般の疑惑を招き、あるいは弊害を生ずるおそれがあるものであるから、警察から寄附者に対して、直接、間接を問わず有形、無形の示唆をするようなことは絶対に避けるとともに、警察活動に必要な経費は、原則として予算をもって措置し、寄附は受入れしないこととする。

しかし、寄附そのものは、法律的にも認められている行為であり、ひとり警察のみが全面的に受入れを拒否することは、現状から見て必ずしも妥当な措置とはいえないので、寄附者の全くの善意に基づくものであって、受入後において警察活動に著しく寄与するとともに、警察運営上又は維持管理上支障がないと認められるものについては、寄附者の意思を尊重して受け入れることとする。この場合においても、基本的には広く道警察全体の立場から判断すること。

2 寄附受入れの基準

(1) 寄附受入れをしないもの

ア 直接間接を問わず、寄附を受けることによって警察行政上支障があると認められるもの

イ 不用、不急又は必要の限度を超えると認められるもの

ウ 名目のいかに問わず、寄附者の自発的行為でないもの又は寄附割当ての行為があったと認められるもの

エ 一般商社の営業品目等で宣伝広報を目的としたもの

オ 寄附の申出が許認可対象業者・団体、契約対象業者・団体及び外郭団体からのもの（ただし、寄附者の全くの善意によるものであって、警察活動に著しく寄与するとともに、警察運営上又は維持管理上支障がないと認められるものを除く。）

(2) 寄附受入れのできるもの

寄附の受入れを認めるのは、前記(1)に該当しないものであって、寄附者の全くの善意によるもので、警察活動に著しく寄与するとともに、警察運営上又は維持管理上支障がないと認められる次に掲げるものとする。

ア 歳入予算に計上し、道議会の議決を得た現金

イ 庁舎等に必要とする調度品類

ウ 警察活動に必要なとする物品類

エ その他警察本部長が認めたもの

3 寄附受入れの手続

(1) 警察本部への事前協議

方面本部長、警察学校長及び警察署長（以下「部局長等」という。）は、寄附者から通常慣例として行われる事前交渉、下相談等があったときは、次の事項を速やかに警察本部

長又は総務部長（札幌方面以外の方面の警察署長にあつては、当該方面本部長を経由）に報告すること。

ア 現金の場合

現金については、次に掲げる事項を明らかにして、警察本部長に報告すること。

- (ア) 寄附金の額
- (イ) 寄附者の住所及び氏名
- (ウ) 寄附の条件
- (エ) 寄附の理由
- (オ) 寄附の受入に関する意見
- (カ) その他参考事項

イ 物品の場合

物品については、「北海道警察財務会計事務取扱規程の運用について」（平27. 3. 27 道本会第3358号）の第2の13の事項（物品の寄附（第49条））に定める事項を明らかにして、総務部長に報告すること。

ウ 財産の場合

財産については、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第204条の5に準拠して所要事項を明らかにして、総務部長に報告すること。

(2) 部局長等への通知

総務部長は事前協議のあった寄附について、受入れの可否を決定し部局長等へ通知するものとし、部局長等はこの通知に基づき寄附者に対して所要の進め方を進めるものとする。

(3) 寄附の受入れ

寄附の受入れに関する手続については、寄附者からの申出に基づき財務規則の定めるところにより受け入れるものとする。

4 その他

(1) 寄附の受入れに関する手続は、全て警察本部長又は総務部長の承認事項となっているので留意すること。

(2) 警察本部長又は方面本部長は、寄附の受入れをした場合は、寄附申出者に対して感謝状（記念品を含む。）を贈呈することができる。